

# 労務ROAD

- 最低賃金の改定について(最終確定ではありません。)
- 過労死等に関する実態把握のための調査結果

## 河 本 社 労 士 事 務 所

(編集担当: 伊藤)

〒541-0047 大阪市中央区淡路町 2-4-3 ISOビル 7F Tel: 06-6228-8555 Fax: 06-6228-8556

### 最低賃金の改定について(最終確定ではありません。)

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されているすべての地方最低賃金審議会が、今日までに答申した平成 29 年度の地域別最低賃金の改定額を取りまとめました。下記にその結果を記載致します。

都道府県名	答申された改定額【円】	引上げ額【円】	(発効予定年月日)
大阪	909	26	(平成29年9月30日)
京都	856	25	(平成29年10月1日)
兵庫	844	25	(平成29年10月1日)
奈良	786	24	(平成29年10月1日)

**必ずチェック  
最低賃金!**  
使用者も、労働者も。



注意点として、予定通りいくと**大阪では9/30から最低賃金の変更**があります。**10月以降の給与の支払額**には注意する必要があります。また、時給の方の賃金はもちろん、月給の方の賃金も最低賃金以上の額になっているのか、確認する必要があります。

【厚生労働省より】

### 過労死等に関する実態把握のための調査結果

平成 27 年度調査において、「フルタイムの正社員」であり、かつ「通常の勤務時間制度」で働いていると回答のあった者(7,242 人)を対象とした調査結果を下記にまとめます。職場環境の基準として、参考にしてみてはいかがでしょうか。



- ① 『**労働時間を正確に把握**すること』及び『**残業手当を全額支給**すること』が、『**残業時間の減少**』、『**年休取得日数の増加**』、『**メンタルヘルスの状態の良好化**』に資することが示唆されました。
- ② 『**残業時間を0時間に近づける**』ことが、『**年休日数の増加**』、『**メンタルヘルスの状態の良好化**』に資することが示唆されました。
- ③ 残業を行う場合に『**所属長が残業を承認**する』ことが、『**残業時間の減少**』、『**メンタルヘルスの状態の良好化**』に資するとともに、『**所属長の指示による残業**』は、『**残業時間の減少**』により寄与することが示唆されました。
- ④ 『**最長の週の残業時間が30時間以上であること**』、『**ハラスメントがある職場**』は、『**メンタルヘルスの状態が悪くなる**』ことが確認されました。
- ⑤ 『**裁量をもって仕事を進めることができる**』、『**仕事に誇りややりがいを感じる**』又は『**適当な仕事量である**』職場環境を構築することは、『**メンタルヘルスの状態が良くなる**』ことが確認されました。

#### ○外食産業に係る調査結果

・企業調査、労働者調査ともに所定外労働が発生する主な理由はほぼ同じで、「スーパーバイザー等(※)」では「人員が足りないため」、「予定外の仕事が発生するため」が多く、「店長」では「人員が足りないため」、「欠勤した他の従業員の埋め合わせが必要のため」が多く、「店舗従業員」では「人員が足りないため」、「業務の繁閑の差が激しいため」が多かったです。※スーパーバイザー等とは、スーパーバイザー・エリアマネージャー(複数の店舗を担当し、売上やレイアウト、在庫管理等の店舗運営について支援・指導を行う者)のことを言います。

・労働者調査において、業務関連のストレスや悩みの内容をみると、「スーパーバイザー等」と「店長」では、「売上げ・業績等」、「店舗従業員」では、「仕事での精神的な緊張・ストレス」がそれぞれ最も多かったです。

【厚生労働省より】

**座席の残数、数席あります!**

**9/6(水)14:00~16:00 阪急グランドビルにて、採用戦略セミナーを開催します! 詳しくは、<https://k-s-j.net/seminar/> まで!**